【様式第２号】

代 表 者 の 会社概要

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  |
| 代 表 者 職･氏 名 |  |
| 本社所在地 |  |
| 委任先所在地委任先名称委任先代表者職･氏名 |  |
| 会社設立年月 |  |
| 資本金 |  |
| 事業所数 |  |
| 株式上場の有無 | あり（　　部上場）　・　なし |
| 社員数 | 技 術 系 | 名 |
| 事 務 系 | 名 |
| 合　　計 | 名 |
| その他（技術者の有資格者数） |  |

※公告日時点の情報を記入すること。

越前市新斎場整備事業の建築基本設計業務設計共同体協定書

（目的）

第１条　当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

　一　越前市発注に係る越前市新斎場整備事業の建築基本設計業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。）

　二　前号に付帯する業務

（名称）

第２条　当設計共同体は、○○・〇〇設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同体は、事務所を○○県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同体は、令和　　年　　月　　日に成立し、越前市新斎場整備事業の建築基本設計業務の委託契約の履行後９０日を経過するまでの間は、解散することができない。

２　越前市新斎場整備事業の建築基本設計業務を受託することができなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該越前市新斎場整備事業の建築基本設計業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　共同体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　所在地　　　　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

　　　　　商号又は名称　〇〇〇〇〇

所在地　　　　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

　　　　　商号又は名称　〇〇〇〇〇

（代表者の名称）

第６条　共同体は、〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　共同体の代表者は、越前市新斎場整備事業の建築基本設計業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について契約日以降、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者以外の構成員が行うものとする。

（分担業務）

第８条　各構成員の越前市新斎場整備事業の建築基本設計業務の分担は、次のとおりとする。

ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　　　　　　　　　　商号又は名称　〇〇〇〇〇〇　　出資比率　○○％

　　　　商号又は名称　〇〇〇〇〇〇　　出資比率　○○％

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、越前市新斎場整備事業の建築基本設計業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　構成員は、運営委員会が決定した工程表により、それぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　共同体の取引金融機関は、〇〇〇〇銀行〇〇〇〇とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めによるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分配）

第１３条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第１６条　構成員は、共同体が越前市新斎場整備事業の建築基本設計業務を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務途中において、破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときには、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了させるものとする。

２　前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　共同体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　〇〇株式会社外１社は、上記のとおり〇〇・〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

代表構成員　商号又は名称　　〇　〇　〇　〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名　〇　〇　〇　〇　　　　　印

構成員　商号又は名称　　〇　〇　〇　〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名　〇　〇　〇　〇　　　　　印

|  |
| --- |
| 委　任　状令和　　年　　月　　日　越前市長　山田　賢一　様 共同企業体の名称　〇〇・〇〇設計共同体 共同企業体 所 在 地 構 成 員 商号又は名称代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　印  私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、貴市の発注に係る越前市新斎場整備事業の建築基本設計業務の入札に関し、次の権限を委任いたします。受任者共同企業体　　 所在地代表者　　 商号又は名称代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　 印委任事項１ 見積及び入札に関すること２ 契約に関すること３ 支払金の請求及び受領について４ 復代理人の選人について受任者印鑑　　　　　　　　　　受任者使用印鑑 |